

議会図書室の利用時間について

平成 29 年 12 月 20 日

議会事務局企画法務課

議会図書室の利用時間は、原則、議会事務局の執務時間内（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とされているが、現在は、利用者の利便性を鑑みて、利用時間を 18 時 00 分まで延長している。

このことについて、延長している時間帯（17 時 15 分から 18 時 00 分まで）の利用状況等に鑑み、議会図書室の利用時間を下記のとおり変更いたしたい。

記

1 利用時間の変更

現在 8 時 30 分から 18 時 00 分まで

変更後 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（原則どおり）

2 実施予定時期

平成 30 年 1 月 4 日（木）から実施

3 理由

- (1) 延長時間帯の議員利用者数は、月平均 0.4 人（平成 29 年度 4 月～10 月）である。
- (2) 利用時間の延長により要する諸経費の節減を図る。
- (3) 執務時間外に開館していることによる防犯上のリスクの低減を図る。

【参考】最近の利用状況

（人数は述べ数）

年度	全時間帯の 議員利用者数	17 時 15 分以降の 議員利用者数
平成 28 年度	371 人	16 人（月平均 1.3 人）
平成 29 年度 （4 月～10 月）	122 人	3 人（月平均 0.4 人）